

学域・学系制導入に伴う各部局における懲戒の流れについて (教員:ハラスメントの場合)

※これは、懲戒の対象者が定員内教員の場合であり、対象者が定員内教員以外の教職員や学生の場合は、従前どおりの取扱いとなります。

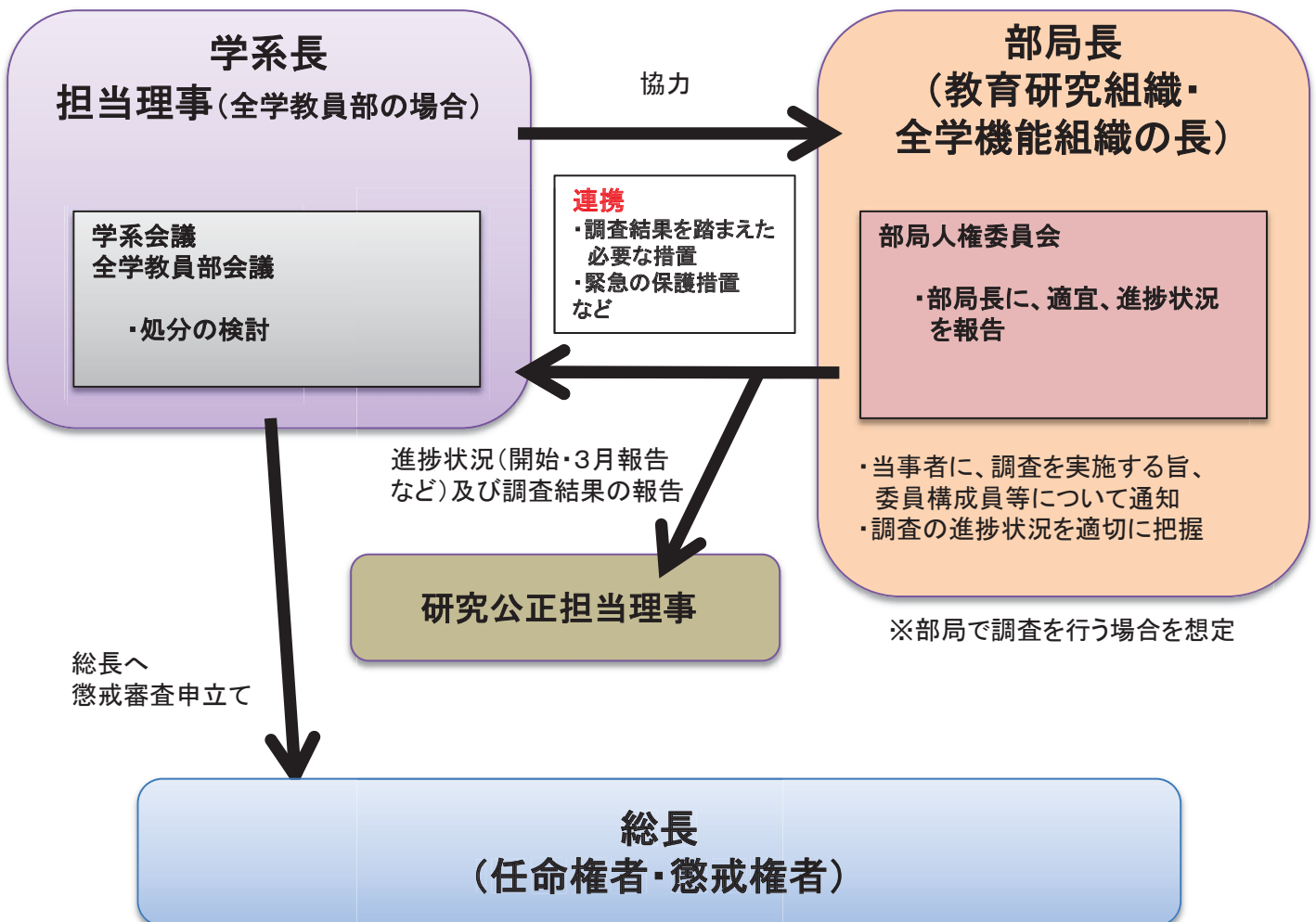
ハラスメント相談窓口における相談



相談段階

- ①事実関係等の把握に努め、相談者に対し必要な指導又は助言
- ②部局長に報告(相談者が希望するとき)
研究公正担当理事に報告(当該事案に部局長が関係するとき等)

部局長は、関係者からの事情聴取その他の調査を行う必要があると認めるときは、部局の人権委員会に調査を行わせる。



以後の手続きは懲戒規程に定めるとおり。